

2019-2020年度安全指導講習会開催 利用者の安全を第一に!



当協会では、清水海上保安部、御前崎海上保安署、全日本釣り団体協議会、県水産資源課等の協力を得て、県下4会場で2019-2020年度安全指導講習会を開催しました。

講習は、清水海上保安部、御前崎海上保安署員から、海難事故の発生状況や防止対策などを説明して頂いた他、清水、下田会場では、全日本釣り団体協議会が実施する、「遊漁船業者等安全講習会」と共催し、派遣講師から、海難の現状と海難防止などについて、事例を交えて説明がありました。

また、県水産資源課担当者からは、運輸安全委員会から出された「遊漁船業及び瀬渡船における落水した釣り客の救助に関する意見」を踏まえて、一部改正された業務規程例について、引揚げを補助できるはしご等や落水者の発生を想定した定期的な訓練について説明がありました。

なお、南駿河湾漁協御前崎本所は、漁協単独で開催した、漁船事故等に係る安全講習会（兼 遊漁船安全講習会）と共催しました。

開催日	会場	受講者数
2019年9月6日	南駿河湾漁協	※33人
2020年1月28日	清水テルサ	31人
2020年2月12日	伊豆漁協	77人
2020年2月25日	浜名漁協	91人

※遊漁船業者の受講者数

海上保安部講演から

衝突海難防止のポイント

・見張りの徹底

操業中、釣り中であっても、しっかりと周囲を見張り、接近する船舶を早めに発見しましょう。また、発見後は、危険な見合い関係になっていないか継続して監視しましょう。

・早期避航

避けてくれるだろう、大丈夫だろうと臆断せずに、十分余裕のある時期に避航しましょう。

・大幅な避航

避航する際は、相手からもわかるように大きく避航しましょう。

・自船の明示

特に小型船は、大型船から発見されにくいことがあるので、相手船から発見しやすいようにレーダーリフレクターや目立つ色の旗などで明示しましょう。

・死角の把握

自船の死角を把握するとともに見張る際には、見張る位置を変えながら、死角に他船や物標が隠れていないか確認しましょう。

守ってほしいこと

・釣り客の釣果よりも、安心して釣りができるようにしましょう。安全でこそ、釣りが楽しくできるはず。

救命浮環

- ・釣り客を乗せている時は一度の事故が大惨事になってしまう!それを十分認識しましょう。
- ・停留中でも見張りは大切です。周囲の確認を!
- ・死角を補う見張りをしましょう。
- ・一人乗船の時ほど嚴重な見張りを!
- ・経験が豊かだといって、安心しないようにしましょう。
- ・ライフジャケットは全員が必ず着用しましょう。
- ・気象、海象に注意し無理をしないようにしましょう。

参考:小型船は予備に浮子にロープをつけて設置しておくことも良いのでは。



118番等への連絡

事故が発生した場合、直ちに人命救助を行うと共に、海上保安本部(118番)へ判明している事項を正確に連絡してください。

1. 通報者の名前・連絡先(漁船〇〇丸の船長の××です。090-×××-××××)
2. 事故の発生場所(著名な物標からの方位・距離)
3. 事故船舶の船名・要目等
4. 海難の種類(乗揚げ・衝突等)
5. 乗客・乗員の数(自船及び他船)
6. けが人の有無、けがの状況及び現在取っている措置
7. 現在の船舶の状況及び現在取っている措置(自力航行が可能か、損傷の程度、油の流出の有無)

補助できるはしご等

落水者を船上に揚げるために補助するロープ等も積み込んでおいたほうが良い。

はしごは、舷から水面までの物より水面下に没する長さが重要。

参考:インターネットで、縄はしご等の作り方が紹介されている。



県水産資源課講演から

業務規程例一部改正(平成30年10月22日付)に伴う遊漁船及び瀬渡船等の事業者が講じる措置

- ・遊漁船及び瀬渡船の船長及び業務主任者は、利用者に対し、救命浮環の保管場所及び使用方法を周知すること。
- ・遊漁船及び瀬渡船の事業者は、落水者の船上への引揚げを補助できるはしご等を船内に備えること。
- ・遊漁船及び瀬渡船の事業者は、落水者の発生を想定した定期的な訓練を行うこと。

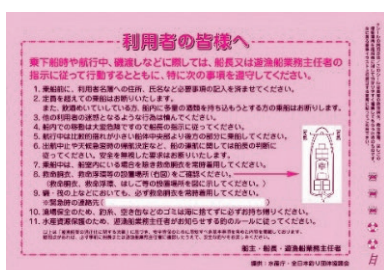
落水者の発生を想定した定期的な訓練

訓練を実施するに際しては、船上に補助者を配置させ、落水者想定の際は救命胴衣を着用し、水温が低い時期に実施する場合はウエットスーツを着用する等安全性を確保したうえで、備えられた救命浮環やはしご等を用いて、海面からの船上に揚がることを実践するのが望ましい。

制度については、一律に定量的に示すものではないが、少なくとも1年間に1回以上行うことし、自船の状況の変化(乗組員の交代等)にも応じて適切に行うべきである。

訓練と認められない

座学による講習は訓練参加者の知識等を向上させる点としては有効とも考えるが、自船において実際に落水者を引揚げられるかが重要であるため、座学のみでは訓練実施とはみなされない。



各地区で船釣り大会が開催される

県下各地で開催された、船釣り大会に協賛し、優秀な成績をおさめられた方に本協会会長賞を贈呈しました。下記5地区の大会に協賛しました。



第16回

フィッシングフェスタin沼津

2019年4月14日(沼津地区遊漁船協議会)

参加者数233名 対象魚 マダイ

第25回

黒潮フィッシング大会

2019年5月26日(南伊豆町遊漁船業組合)

参加者数179名 対象魚 マダイ他

2019年度

御前崎沖釣り大会

2019年6月2日(御前崎観光釣船組合)

参加者数181名 対象魚 マダイ・イサキ他

第34回

駿河湾船釣り大会

2019年8月4日(大井川港遊漁船組合)

参加者数53名 対象魚 レンコダイ

第34回

清水港黒鯛釣り競技大会

2020年3月15日(清水釣船業協同組合)

参加者数72名 対象魚 クロダイ他

県遠征遊漁船協議会役員会及び 県遠征遊漁船協議会マグロ部会 第7回通常総会開催

—漁場の適正な利用を図る—

県遠征遊漁船協議会(鈴木忠文会長、事務局: 県遊漁船業協会)では、去る1月17日、伊豆漁協において、役員会を開催し、2019年度事業報告、2020年度事業計画について協議し、全事項承認されました。

また、事前に新島・神津海面利用協定改廃について東京都を通じて申し入れをしていましたが、前回の協定会議と同じ事項でしたので、令和3年の協定会議での協議事項とされました。

なお、役員の変更(団体代表の交代)が下記のとおりありました。(敬称略)

・土屋佑二郎(下田市遊漁船協議会)、押久保 淳(南伊豆町遊漁船業組合)

同日、県遠征遊漁船協議会マグロ部会(渡辺忠相会長、事務局: 県遠征遊漁船業協議会)の第7回総会が開催され、2019年度事業報告、2020年度事業計画等が審議され原案どおり可決されました。

なお、任期満了に伴う役員を選任は、下記の方々を選出されました。(任期2年、敬称略)

会長: 森野滝雄(伊東地区)、副会長: 安保正明(南伊豆地区)、理事: 小池 実(稲取地区)、鈴木 豊(下田地区)、監事: 渡辺忠相(前会長)

クロマグロ遊漁採捕量調査について

県水産資源課では、水産庁に協力し、遊漁船業者及びその遊漁船を利用する遊漁者が釣ったクロマグロの量等の調査を実施しています。これは、クロマグロ資源の法的管理が導入されている中、資源管理を適切に実施していくためには、遊漁においてもクロマグロの採捕実態を継続的に調査していく必要があるためです。

漁業者には、採捕実績の報告義務が課されています。今のところ遊漁船業者には報告義務はありませんが、適切な資源管理のためご協力をお願いします。

釣獲された場合は、所属漁協などを通じて、報告をお願いします。

お問い合わせ先 県水産資源課 054-221-2845

遊漁船業務主任者養成講習会開催

—新規・更新者8名が受講する—



当協会では、県水産資源課との共催で去る10月18日、静岡中央ビル（静岡市）において、遊漁船業務主任者講習会を開催しました。

この講習には、8名が受講し、県水産資源課から、遊漁船業の適正化に関する法律、登録手続き関係、遊漁船業務主任者の責務及び漁場の安定的な利用関係の確保について講義があり、また、清水海上保安部から、遊漁船による海難事故事例、事故防止策などが説明されました。

新たに業務主任者になれる皆様には利用者の安全管理等を心掛けて操業をお願いします。

マダイ、クエの稚魚を放流

—末永く資源を利用するために—

当協会では、7月19日に県温水利用研究センターの協力のもと、マダイの稚魚7,600尾（約50mm）を地頭方港内に放流しました。

また、10月28日には、クエの稚魚250尾（約15mm）を由比港遊漁船組合、由比漁協の協力のもと、由比港地先へ放流しました。

今後も末永く資源を利用できるよう、マダイ等の放流事業を継続していきます。



親子でキス釣りに挑戦

—由比港地先にて開催—

当協会では、台風の影響で8月4日に延期になった、「親子初心者船釣り教室」を、由比港遊漁船組合（坂口 猛組合長）、由比港漁協の協力を得て開催しました。

公募により集まった親子17組23人が参加し、由比港地先のシロギス釣りに挑戦しました。当日は、猛暑でしたが、海況はよく参加者は船釣りを楽しんだ様子でした。

これを機会に、多くの方が船釣りに興味を持っていただけることが期待されます。



「御前崎沖遊漁協定」 現行内容で更新される

当協会及び榛原地区沿岸一本釣漁業者連合会との間で締結されている、「御前崎沖遊漁協定」が、双方から改廃の申し入れがなかったため、従来通りの内容で更新されました。（2021年3月9日まで）

今後も、御前崎沖での遊漁に際しましては、協定内容を遵守のうえ、安全で円滑な操業をお願いします。



事務局から



2020年度版遊漁船業協定集を発行しました。今回は、清水の鎌ヶ崎漁場利用協定や熱海、伊東地先沖及び初島周辺漁場でのキンメダイ等釣遊漁、伊豆の金目、アコウ、ムツ釣りなどの改正が大きかったです。水産資源の持続的利用のため、漁場の協定や地域のルールをご確認のうえ、遊漁をお願いします。（高橋賢樹）